平成２９年（フ）第３１３号
沖縄県中頭郡西原町字小波津631番地の８（平園ハイツＡ－８）
債務者　川田　マツ
１　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２５号
沖縄県国頭郡金武町字伊芸211番地
債務者　照屋　圭太
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第９０号
北海道小樽市銭函２丁目18番342号　銭函住宅３号棟、前住所札幌市手稲区手稲本町１条２丁目１番21―401号
債務者　長谷川　守
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第９４号
北海道小樽市塩谷２丁目20番249号　塩谷団地、前住所北海道小樽市塩谷２丁目９番30号
債務者　文月　正見
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第９５号
北海道小樽市塩谷２丁目20番249号　塩谷団地、前住所北海道小樽市塩谷２丁目９番30号
債務者　文月志津子
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第９７号
北海道余市郡余市町黒川町16丁目34番地８
債務者　斉藤　直人
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１２１号
福島市下野寺字太田８番地の２
債務者　宇津木康子
１　決定年月日時　平成29年10月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１７６号
茨城県小美玉市田木谷1069番地２
債務者　伊藤　貴子（旧姓須﨑）
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７８号
茨城県土浦市小岩田東１丁目19番30号
債務者　横地　裕子
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１４８号
茨城県取手市白山４丁目６番15―202号　エスアンドシー、前住所茨城県取手市藤代554番地
債務者　前田　晃一
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
茨城県取手市藤代830番地85
債務者　五味　佳久
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
茨城県古河市北山田452番地２
債務者　岩上　政光
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９７６号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番３棟307号
債務者　大関　洋一
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８３号
千葉市花見川区検見川町１丁目669番地30大川ハイツ205号
債務者　古川ヒロ子
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８９号
千葉市中央区矢作町991番地114　パレスミワⅡ201号
債務者　東　　謙一
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１００３号
千葉県船橋市前貝塚町476番地４　シャルム壱番館105号
債務者　櫻岡　美希（申立時の姓髙橋）
１　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係